

I 各論点の要注意国は？ 国際的な税の潮流と アジアにおける課税リスク

昨今の国際的な 税の潮流

経済活動がグローバル化するなか、GoogleやApple、Starbucks等の一部の多国籍企業が、各国の課税制度の違いを巧みに利用して低税率国に多くの所得を移転させ、過度の節税を行っていたことが明らかとなり世界中で批判を集めた。このような一部の多国籍企業が行っている過度の節税策は、不公平感による世論の批判を生むだけでなく、先進国をはじめとした主要各国では課税所得の侵食による税収の減少を通じて財政赤字が拡大するなど、国際課税上の問題を深刻化させた。

こうした現状は、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転)と呼ばれ、BEPS問題を解決するため、2012年

(図表1) 本稿で取り扱う論点と概要

論点	概要	課税に対して積極的な国	本稿事例
恒久的施設(PE)	PEとは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所を指す。一般にPEに帰属する事業所得が現地で課税対象となるが、新興国では、自国の課税権の拡大を目的に、PEの範囲を拡大解釈する傾向がある。現地でのPE認定リスクを把握するとともに、当該リスクを軽減させるための対応策を講ずる必要がある。	中国、インド	【事例①】インド 【事例②】インド 【事例③】中国 【事例④】中国 【事例⑤】インド
移転価格税制	移転価格税制とは、自国に所在する法人と国外関連者とのクロスボーダー取引における取引価格の操作を通じた、所得の不当な国外移転を防止するための制度である。本制度では、自国の法人と国外関連者との間において合理性のない取引価格による取引が行われた場合、当該取引は独立企業間価格(グループ企業ではない第三者との取引価格)によって行われたものとみなされ、自国において追徴課税を受けることになる。	中国、インド、インドネシア、タイ、ベトナム等 一般的に税率が高い国ほど課税に積極的である傾向にある。	【事例⑥】インド 【事例⑦】ベトナム 【事例⑧】インドネシア 【事例⑨】中国 【事例⑩】インド
源泉税	国際間の取引では、対価の支払地国において源泉税が課されることがある。源泉税のうち、外国税額控除により二重課税を排除できない金額については企業のコストとなる。租税条約を適用することにより、税率の軽減を受けることが可能であるが、租税条約に基づき課税が生じることもあるため、留意が必要である。また、特に新興国では国内取引の対価についても、日本よりも広範に源泉税の徴収および納付義務が課されていることが多いため、留意する必要がある。	中国、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア等 国内取引が広範に源泉税の対象となる国としてタイ、インドネシアがある。	【事例⑪】日本・インド 【事例⑫】タイ 【事例⑬】タイ 【事例⑭】タイ
駐在員等の所得税	海外駐在員や海外出張者の給与に係る代表的な課税リスクには下記が挙げられる。 ・ 較差補てん金に係る日本親会社に対する寄附金課税 ・ 日本払い給与の現地での申告漏れ ・ 現地でのみなし給与に係る課税 ・ 短期滞在者に係る課税	各国において広範に課税がみられる。	【事例⑮】日本・タイ 【事例⑯】中国 【事例⑰】タイ 【事例⑱】タイ 【事例⑲】ベトナム

6月、OECD租税委員会はG20を中心とする各国政府の協力を得ながらプロジェクトを立ち上げた。プロジェクトでは、旧来の租税ルールの見直しが進められ、BEPS行動計画が策定されることになった。
この議論の総括として、OECDは2015年に「BEPS最終報告